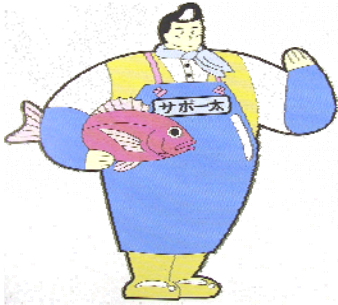


# 漁業信用保証制度が改正されました



「水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律(平成19年第78号)」が昨年  
成立・交付され、平成20年4月1日から、保証制度  
がより利用しやすくなりました。

主な改正点は、次のとおりです。

## (1) 協会の漁業者個人の会員資格の拡大

操業日数90日未満の漁業者の方についても、自らが出資して協会の会員  
になり保証を受けることが可能となりました。

## (2) 業種別協会の会員資格の拡大

業種別漁協等の子会社で水産物の販売等を行うものも業種別協会の会員  
になり保証を受けることが可能となりました。

## (3) 繰入金を取崩等のための規定の整備

協会の財務内容を適切に表せるよう、繰越欠損金の処理について準備金  
から繰り入れた繰入金を取崩して対応できるようになりました。

#### (4) 基金の運用先への漁協の追加

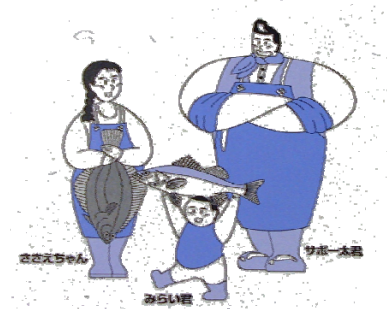
信用事業を行う県一漁協等にも協会の基金の運用ができるようになりました。

#### (5) 協会の事業譲渡に関する規定の整備

協会の組織強化を図るため、合併に加えて事業譲渡も可能となりました。

#### (6) 員外監事の導入、公認会計士等による監査の義務付け

監査を充実し、協会の健全性を高めるために、外部の有識者を監事に委嘱することができるようにするとともに、事業規模が一定以上の協会に公認会計士又は監査法人による監査が義務付けられました。



#### (7) 協会についての健全性基準の設定、早期是正

##### 措置命令の導入

協会財務の健全性を図るため、健全性基準の導入と早期是正措置が導入されました。

#### (8) その他

- ・ 保証契約を締結できる金融機関として、信用協同組合が追加されました。
- ・ 無担保・無保証人保証の保証料率が通常料率の2倍から2倍程度に弾化されました。